

説明会事前質問

No	説明資料該当ページ	説明会事前質問	回答
1	5	工事ごとの適用単価世代は明記されますか。	土木工事については、金抜き設計書に適用単価世代を記載します。 ※営繕工事については、記載しません。
2	7	開札後(落札候補者が決定するまで)の資格審査には、どれくらい期間を想定していますか。	資格審査は、開札日から概ね3日以内を想定しています。 ※資格審査に必要な書類は、入札時に提出していただきますが、不備等があった場合は上記期間を超える場合もあります。
3	8	Aランク業者は「制限なし」となったが、これまでCランクやBランクのみが受注していた案件含め、全ての案件に参加できるとの解釈で良いでしょうか。	ご認識のとおりです。
4	10	特定建設業の許可を要する工事が設計金額 5,000万円超から下請契約金額 5,000 万円以上になるということだが、下請契約金額が5,000万円以上になるかどうかの判断はどのように行うのでしょうか。	施工体制台帳の添付書類として下請契約書の写しを提出いただくことにより、下請金額を把握しています。
5	13	一般建設業の許可業者が落札した場合で、設計変更等により、契約後に下請契約金額が5,000万円を超えてしまった場合はどうなるのでしょうか。	一般建設業許可の事業者が下請金額5,000万円※以上となった場合、建設業法違反となるため、自社施工の割合を増やすなど、下請金額が5,000万円※以上とならないようご注意ください。 また、事前に特定建設業の許可を取得するなどについてもご検討ください。 ※建築一式工事においては8,000万円
6	-	現場に配置する技術者に関して、監理技術者が必要になる工事は特定建設業の許可を要する工事と同様の条件になるのでしょうか。	監理技術者が必要になる工事の条件は特定建設業許可が必要になる条件と同様です。(下請代金額5,000万円※以上の場合) ※建築一式工事においては8,000万円
7	-	JV(特定建設工事共同企業体)の入札参加資格要件は、今までどおり特定建設業の許可を求めますか。	案件ごとに、資格要件を決めます。
8	-	総合評価方式の導入は検討していますか。	すでに導入しています。

説明会開催後質問

No	説明資料該当ページ	説明会開催後質問	回答
1	5	現場条件の変更がないと変更協議に至らないとありますが、(設計)積算の段階で現場条件が考慮されてないと判断された場合は協議願えますか。	設計変更の協議の対象となるかは、公告時の質疑にて確認してください。設計図書に示した施工条件が実際の現場条件と異なる場合には協議の対象となりますが、入力条件等の見解の相違は設計変更の対象となりません。履行可能な金額で入札をお願いします。
2	6	入札時に添付書類に不備があった場合は、失格となりますか(日付違い等の軽微な場合含む)。	入札参加資格確認審査書類に不備があった場合は、事象ごとに再提出、不適格通知発行等の対応を検討します。
3	6	事後審査ですと複数件の入札に参加できますが、落札が2件以上同時に決まったらどうしたらよいでしょうか。	同時に落札した案件それぞれについて、入札参加資格として求める技術者の配置ができない場合は建設業法違反となります。自社で適正に配置できる技術者数を上回る入札の参加には十分ご注意ください。(落札決定後に契約締結を辞退される場合は競争参加資格停止措置となります。) なお、同一開札日において先行して開札する案件と専任となる技術者が重複した場合、後発案件の入札を無効とする旨が公告文に記載されている場合はこの限りではありません。
4	6	落札候補者にならなかった場合は提出した資格審査書類自体チェックをしないのでしょうか。	ご認識のとおりです。
5	7	積算期間が短くなるのでしょうか。	従前の一般的なスケジュールと比べると積算期間が3営業日短くなりますが、市川市建設工事等一般競争入札実施要領に定められた見積期間を遵守しています。
6	7	金額が大きい案件は、質疑締切を1週間程延ばしていただきたいです。積算に時間がかかるため、質疑を出しきれない可能性があります(全て不明な単価が公表されていない場合が予想されるため)。	予定価格が1億8,000万円以上の案件について、通常より長い質疑提出期間を設定します。
7	10、15	許可業者の入札参加機会の拡大に対し、不適格業者(明らかに低い施工能力・粗雑な作業・求められる工期内に施行するキャパのないetc.)をどう排除していくのでしょうか。	入札への参加制限の対象となる工事成績評定点を引き上げます。また、過去2年間の工事成績評定の平均点が65点未満の場合は、等級格付の際の主観点が-20点となります。
8	-	工事成績の点数だけではなく、その内訳も提示していただきたいです。	内訳は項目別評定点で提示しています。それより詳細な評価の提示については、県や他市の事例等を踏まえ検討していきます。
9	-	入札の公告日と、実際にWebに出る日とズレ(遅れ)が生じることがあるのですが、なぜでしょうか。	公告日(公告文の右上の日付)と入札情報サービスに公告する日は同日としています。なお、公告日当日においては、公告の前に電子入札システムで件名を見られるようになっています。